

令和6年度早期退職募集制度の公表

横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例第10条の規定により、認定を受けた応募者の数、募集実施要項を公表いたします。

◎上記の早期退職募集実施要項により募集したところ、次のとおり応募者がおり早期退職しております。

1. 認定を受けた応募者の数及び退職日

区 分	認定を受けた 応募者の数	退職日
消 防 職 員	2 人	令和7年3月31日
上記区分以外の職員	7 人	

◎早期退職募集については、次の要項により行いました。

令和6年度 早期退職募集実施要項

令和6年9月
横 手 市

「横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例」により、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年年齢（62歳）から17年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として、次のとおり早期退職に係る募集を行います。

1. 募集の対象となる職員、募集人数及び募集期間

区分	募集人数	募集期間
消 防 職 員	2 人	令和6年9月 2 日 ～ 令和6年9月30日
上記区分以外の職員 (病院一般行政職含む) ※市長部局に所属する看護師並びに准看護師 の職にある職員は、募集の対象外とします。	10 人	

◎ 一般行政職以外の病院職員につきましては、病院事業管理者から通知があります。

2. 退職すべき期日

令和7年3月31日

3. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付担当宛に提出してください。（各行政委員会・消防職員等については、事務局・総務課等を経由して提出してください。）
- ② 応募による退職が予定されている職員である旨の認定・不認定は、令和6年10月31日までに行い、応募者に書面で通知します。
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2号）」に必要事項を記入の上、下記受付担当宛に提出してください。（各行政委員会・消防職員等については、①と同じ）
- ④ 区分ごとにおいて応募上限数は募集人数とし、募集期間中に募集人数に達した時点で募集の期間は満了するものとします。

4. その他

- ① 次の職員は応募できません。
 - ・任期を定めて任用されている職員
 - ・退職すべき期日までに定年に達する職員
 - ・懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている職員又は募集の期間中に受けた職員
- ② 認定をしない場合があります。
 - ・応募後に懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）を受けた職員又はこれに準ずる処分を受けた職員
 - ・懲戒処分を受けるべき行為を行ったことを疑うに足りる理由がある職員
 - ・引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる職員
- ③ 募集の目的を達成するため必要があると認めたときは、募集の期間を延長する場合があります。
- ④ 認定を行った後に生じた事情により、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあります。

~~~~~